

FAX 0120-88-1443※本申込書は、賃借人様(入居者様)が
お持ち帰りください。

下記甲・乙・丙は、本書面記載のフォーシーズ(株)保証契約書条項に従い、同条項による保証委託契約および連帯保証契約を締結する。
 ※賃貸借契約の家賃支払日が当月支払のものはお受付できません(集金代行をご利用の場合は集金代行約款に基づき家賃支払日は前月の27日)。
 ※契約番号の発行がない限り本契約は成立致しません。なお、本契約書および必要書類がフォーシーズ(株)に送達され且つ初回保証委託料の入金を確認された以降においてのみフォーシーズ(株)の責任が生じます。(契約条項第2条参照)

不動産会社様記入欄(申込日 20 年 月 日)

ご担当不動産会社様 ☐ 管理会社 ☐ 仲介会社(どちらかに✓を付けてください。)他に介在の不動産会社様 ☐ 管理会社 ☐ 仲介会社 ☐ 無し

住所

住所

社名

社名

TEL

担当者名

TEL

FAX

担当携帯

担当

物件名 号 室	〒 - ☐ 既にご入居済み ☐ リースバック	
所在地		
契約期間	20 年 月 日から 20 年 月 日まで	
借家区分	☐ 普通借家 ☐ 定期借家(☐ 一年未満 ☐ 一年以上)	
専有面積	m ² 間取り	R・DK K・LDK 駐車場 番号
利用用途・プラン	フルカバー ☐ オフィス ☐ 店舗 ☐ SOHO ☐ 住居 ☐ 社宅 ☐ トランクルーム	
	フルカバー ライト ☐ 倉庫 ☐ 工場 ☐ 貸地 ☐ 宿泊を伴う施設 ☐ 転貸 ☐ その他()	
	→ ☐ フルカバー にアップグレードする ※転貸はアップグレード不可 【注意】特別預託金(1坪あたり10,000円)が必要となります。	
集金代行	☐ 利用する【引落日 27 日・決済サービス料 300 円(税別)】 ※WEBシステムにて集金代行に関する手続きを行うのは ☐ 管理会社 ☐ 賃借人 です	

※下記全ての金額欄の訂正はできません(右詰でご記入ください)。

税 込 金 額				内 消 費 税			
賃 料							
管理・共益費							
駐車場使用料							
水 道 費							
町 費							
①							
②							
③							
変 動 費 上 限							
合計(合計基準額)							
敷金(保証金)							
礼 金							
敷金(保証金)償却							
解約予告 期 限							ヶ月前
賃 料 支 払 日							前月 日

賃借人様(入居者様)記入欄 ※本申込書は、賃借人様(入居者様)がお持ち帰りください。

私(賃借人)は、「フォーシーズ株式会社プライバシーポリシー」に同意し、「保証サービスに関する重要事項」を確認の上、申込みます。
申込内容をご選択ください。
☐ 法人名義 ☐ 設立1年以上(代表者の連帯保証不要)
☐ 設立1年未満(代表者の連帯保証必要)
☐ 個人事業主(連帯保証人不要) ※個人事業主の方は代表者欄(自署)をご記入ください。

全ての項目をご記入ください(設立1年以上経過している場合でも、代表者欄までご記入ください)。

代表者を連帯保証人予定者としてお申込みください(審査により連帯保証人が不要となることもございます)。
 ※代表者が連帯保証人となる場合、フォーシーズより連帯保証人様へ契約内容確認のご連絡をさせていただきます。また、極度額の設定を行う為、契約時に別途書面(差入書)が必要となります。

賃借人(乙)	本 社 所在地	〒 - 都 道 府 県	お申し込み時に ご捺印は不要です。	会社法人等 番 号	-	-
	法人 名	フリガナ 消せるボールペンの使用は不可となります。		代表 番 号	-	-
	代 氏 名	フリガナ 消せるボールペンの使用は不可となります。		部 署 番 号	-	-
	代 住 所	〒 - 都 道 府 県 ※マンション名・号室までご記入ください。		設 立 日	西 暦 年 月 日	資 本 金
			契 約 書 ①②③へ 法人の場合は 実印にて ご捺印ください。 (審査により認印可)	事 業 内 容	担当者名	
				屋 号		
			性 別	男・女	生 年 月 日	西 暦 年 月 日 (歳)
			配偶者	有・無	携 帯 番 号	-

入居者 住所(社宅) 利用の場合は ご記入 ください	続 柄	氏 名・フリガナ	生 年 月 日	勤 務 先・学 校 名	勤 務 先 の 電 話 番 号	携 帯 電 話 番 号
					-	-
					-	-
					-	-

緊急連絡先【必須】

☐ 従業員☐ 代表者(個人事業主)のご親族

フリガナ

氏 名

続 柄

生 年 月 日

西 暦

年 月 日

携 帯 電 話

自 宅

-

-

賃借人(甲)

フリガナ

消せるボールペンの使用は不可となります。

申込書にはご捺印は不要です。

ご契約時には契約書①②へご住所の記入、契約書①②③へご捺印をお願い致します。

保証会社(丙)

フォーシーズ株式会社

登録番号:国土交通大臣(1)第7号 登録日:2017年12月21日

東京都港区新橋5丁目13-7

カスタマーサポートセンター

TEL 0120-17-1143

FAX 0120-88-1443

4e's

2021年4月1日版 SP 50,000



保証サービスに関する重要事項

住み替えかんたんシステム保証契約及びビジネスサポートシステム保証契約(以下、「本契約」といいます)に基づくフォーシーズ株式会社の保証サービスに関する重要事項を以下に掲載致します。本契約の申込・締結にあたって、ご理解いただくことが特に大切な事項ですので、ご確認をお願い致します。以下の内容をよくお読みになり、ご了承いただいたうえでお申込み・ご契約をお願い致します。

1. 申込先の保証会社について

保証会社：フォーシーズ株式会社(以下「当社」といいます) 所在地：東京都港区新橋5丁目13-7
家賃債務保証業者の登録：登録番号：国土交通大臣(1)第7号 登録日：2017年12月21日
問合せ先：03-3434-3725

2. 保証の範囲及び限度額について

当社は、賃借人様が申し込まれる不動産(以下、「本件物件」といいます)の賃貸借契約(以下、本件賃貸借契約といいます)の支払債務のうち、下記の債務について、本契約書の月額固定費及び変動費上限額の合計額(以下「合計基準額」といいます)に53を乗じた金額を極度額とし、その極度額を限度として、賃借人様に対して保証致します。但し、下記③乃至⑤については、合計して賃料2ヶ月分をその上限とします。また、ビジネスサポートシステム保証契約において本件賃貸借契約の目的物件が貸地、倉庫、工場又は宿泊施設の場合などフルカバーライトプラン(この場合を以下単に「フルカバーライトプラン」といいます)では、合計基準額に6を乗じた金額を極度額とし、下記③乃至⑤は、保証の範囲に含まれません。(本契約第6条、ビジネスサポートシステム保証契約第29条)

- ①月額固定費(本契約書表面記載の賃料、管理費・共益費、駐車場使用料その他の本契約書固定費欄に記載の定額の金員)
- ②変動費(本契約書変動費上限欄に記載の金額を月額の上限とします)(使用量等に応じて月額が変動する水道費・光熱費等及び月によって変動することが予定されている賃料)
- ③更新料(法定更新の場合を除きます)
- ④早期(短期)解約違約金(本件物件が居住目的で用いられる場合であって本契約開始後2年未満で解約する場合に限り)
- ⑤原状回復費用(本契約書所定の条件を満たしたもの)
- ⑥賃料等相当損害金(賃貸借契約終了後、本件物件の明渡しまでの期間(フルカバーライトプランにおいては賃料等の3ヶ月分に限定されます)の月額固定費に相当する損害金)

3. 保証期間

本契約は、原則として、本件賃貸借契約の契約期間の開始と同時にその契約期間を開始し、本件賃貸借契約の有効期間中に限り存続します。本契約における保証は、当社が本契約書を含む必要書類及び保証委託料等を受領した時点から開始し、本契約の終了又は賃借人様の本件物件の明渡し完了により終了します。(本契約第2条及び第7条)

但し、フルカバーライトプランにおいて本件物件の明渡しのために法的手続をとった場合は、賃借人様において本件物件の明渡しの債務名義を取得した時に本契約における保証が終了します。(ビジネスサポートシステム保証契約第29条)

4. 保証委託料について

保証サービスのご利用にあたり、賃借人様に、つぎの保証委託料をお支払いいただきます。

- ①初回保証委託料(本契約第8条)
基本額は、合計基準額の1ヶ月分です。(最低保証委託料 35,000 円)
- ②年間保証委託料(本契約第9条)
基本額は、合計基準額の1ヶ月分であり(最低保証委託料 35,000 円)、1年に1回発生します。

《年間保証委託料の割引サービス》

賃料等や変動費などの延滞回数が0回及び1回の場合は10,000円に、延滞回数が2回の場合は30,000円に割引致します。賃料等や変動費などの延滞回数が3回以上の場合は、割引はございません。なお、延滞回数は、本契約書規定どおり1年ごとに数えます。

5. 本契約が1年の保証年の途中で終了することとなった場合の保証委託料の返還について

本契約が保証年の途中で終了した場合、お支払いいただいた初回保証委託料及び年間保証委託料は、契約終了事由の如何を問わず、返還されません。(本契約第8条第2項、第9条第2項)

6. 賃料等や変動費などの延滞時のお取扱いについて

- (1) 延滞時の基本的なお取扱いについて
賃借人様が2.の保証範囲に含まれる金員の支払を延滞されたときは、賃借人様へ特段の連絡をすることなく、当社から直接賃借人様への支払を行います。(本契約第14条第1項)
但し、当社による賃借人様への支払は、賃借人様ご自身によるお支払と同視されるものではございませんので、賃借人様ご自身によるお支払がない限り、本件賃貸借契約が解除されるなどの不利益を受けることがあります。
- (2) 本件賃貸借契約の解除について
①賃借人様による解除
賃借人様が賃料の支払を3ヶ月分以上怠ったときは、賃借人様は、無催告にて本件賃貸借契約を解除することができることになります。(本契約第13条第4項)
また、このほかにも、本件賃貸借契約の定めに基づき、本件賃貸借契約が解除されることがあります。
②当社による解除
賃借人様が支払を怠った賃料等及び変動費などの合計額が賃料3ヶ月分以上に達したときは、当社は、無催告にて本件賃貸借契約を解除することができることになります。(本契約第13条第1項)
- (3) 求償権の行使について
賃借人様の賃料等や変動費などの延滞により当社が賃借人様に代わって賃借人様に支払をした場合には、当社は、賃借人様に対する求償権を取得し、賃借人様には、以下の額の金員につき当社への支払義務が発生します。(本契約第14条第2項)
①当社が賃借人様に支払った2.の額
②賃借人様が支払を延滞されたときから年率14.6%(年366日の日割計算)の割合による遅延損害金
③①の支払に要した費用(振込事務手数料1回あたり800円(税別)を含みます)

7. 事前求償について

当社は、賃借人様が2.の保証範囲に含まれる金員の支払を怠ったなどの求償金の保全を必要とする事情があるときは、賃借人様への支払前であっても、賃借人様及びその連帯保証人様に対して、事前に求償権を行使することができます。(本契約第16条)

8. その他の事項について

- (1) 本件物件の明渡しにかかる費用の負担について
本件賃貸借契約が終了したにもかかわらず、賃借人様による本件物件の明渡しがないときは、賃借人様には、以下の内容について当社へのお支払義務が発生します。(本契約第15条第1項)
①法的手続費用(本件物件の明渡しにつき法的手続を要する場合)(但し、フルカバーライトプランにおいては本件物件の明渡しのための債務名義の取得までに要した法的手続費用に限り)(本契約第17条第3項、ビジネスサポートシステム保証契約第29条)
②動産類の搬出・処分にかかる費用(本契約第19条第2項)
③動産類の保管料30日あたり1万円(税別)(本契約第19条第2項)
- (2) 特別預託金について
当社は、当社が特に必要と認める場合、賃借人様の当社に対する支払義務を担保するため、賃借人様に特別預託金の預託を求めることがあります。(本契約第3条)
また、本件賃貸借契約の目的物件が貸地、倉庫、工場又は宿泊施設の場合などであって、フルカバーライトプランからフルカバープランにアップグレードする場合は、目的物件の地積・面積1坪あたり1万円の特別預託金の預託が必要となります。(ビジネスサポートシステム保証契約第29条)

保証サービスに関する重要事項の説明者

重要事項の説明を受けて、内容を理解しましたので下記に署名致します。

※法人名義の場合は法人名とご担当者様名をご記入ください。

不動産
会社名

説明を受けた日 20 年 月 日

担当者名

賃借人様
(契約者様)

ご担当者様
(フルネーム)

- 以上
加盟する認定個人情報保護団体について
当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく下記の認定個人情報保護
団体の会員になっております。
認定個人情報保護団体では、会員の個人情報の取り扱いについての苦情・
相談を受け付けております。
【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】
個人情報保護苦情相談室
相談受付電話番号 0120-700-779
ホームページアドレス <https://www.iipdec.or.jp/>

以上